



JASDAQ

平成 27 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名	株式会社かわでん
代表者名	代表取締役社長 西谷 賢
(コード : 6648	J A S D A Q)
問合せ先	取締役経営管理本部長 光藤 淳一
(TEL	03-5714-4301)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、平成 27 年 6 月 29 日に東北財務局に提出を予定しております平成 27 年 3 月期の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成 26 年 11 月分の資材検収において、特定資材の不自然な大量発注を発見したため内部調査を進めた結果、当社元従業員が平成 19 年 11 月から平成 26 年 12 月までの間に特定資材を不正に発注・転売し、その代金を着服していた事実が判明しました。

これに対し、当社は、平成 26 年 12 月 19 日に社内調査委員会を設置し、事実関係や背景事情等の調査分析を行い、更に、より客観性・公正性・透明性を高めるため、平成 27 年 1 月 16 日に当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成される第三者委員会を設置し、当該不正に関する事実関係・原因究明を調査し、再発防止策の検討・提言、同種事例の有無の調査を行いました。

社内調査委員会の調査結果及び平成 27 年 3 月 13 日付の第三者委員会による調査報告書の指摘を受け、過去に提出いたしました有価証券報告書に記載されている財務諸表に含まれる不適切な会計処理を訂正し、平成 22 年 3 月期第 1 四半期から平成 27 年 3 月期第 2 四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出しています。

本件不正行為は当社の役職員におけるコンプライアンス及び規定・ルールに対する意識が希薄であったことと、当社の購買業務のうち発注プロセス及び検収プロセスにおける統制の整備が適切ではなく承認行為が形骸化していたこと、購買業務に対するモニタリングが不十分であったこと等から、牽制が有効に機能しなかったためです。この全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会及び第三者委員会の報告等を踏まえ、内部統制の不備を是正するため再発防止策を策定しております。しかしながら、当事業年度末時点までに十分な期間を確保することができなかったことから、内部統制の不備を当事業年度末までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を策定しております。再発防止策の適切な運用を通じて、財務報告に係る内部統制の不備の改善に取り組んでまいります。

(直接的事項の改善措置)

- ①発注業務における業務の見直し
- ②検収業務における業務の見直し

(全般的事項の改善措置)

- ①役員・従業員に向けたコンプライアンス意識の徹底
- ②規定・マニュアル等の見直しと周知徹底
- ③人事ローテーションに係る方針の策定と運用
- ④人的資源の増員と強化
- ⑤業務に即した組織の改編
- ⑥原価管理（差異分析）の強化
- ⑦内部監査部門の強化
- ⑧内部通報制度の構築

4. 財務諸表等に与える影響

既に発表しております平成27年3月期の財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

以上